

令和 6 年第 12 回加賀市農業委員会定例総会

令和6年12月23日(月)

開会（午後 1 時 45 分）	
事務局（宮下）	これより令和 6 年第 12 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 本日は、農業委員の現委員 14 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13 名のうち 10 名の出席を頂いております。 また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17 日に加納委員、西野委員、事務局職員 1 名の計 3 名で行いましたことをご報告いたします。 それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。
議長挨拶	
議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。（あいさつ等） それでは、令和 6 年第 12 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	初めに議事録署名員の指名をいたします。 6 番 南出委員、7 番 上木委員を指名します。
議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	議案 第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（西出）	それでは、説明させていただきます。 議案第 40 号
	ほか 1

	名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。 整理番号1番 [] の譲受人が [] の農地を取得するものです。譲渡人は [] で農家をしていますが、離農するため農地を弟である譲受人へ譲渡するものです。譲受人は、該当の農地を借りて10年以上前からそこで畑作をしており、農地取得後も継続して畑として耕作していく予定です。 整理番号2番 [] の譲受人が農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、譲渡人の親類である譲受人が水稻を耕作し管理しております。今回、農地を譲受人へ譲渡したい要望があったため、譲受人が農地を取得するものです。農地取得後も、継続し水稻を耕作していくものです。 以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。（意見、質問なし）
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案 第40号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。（挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。
議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案 第41号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、 加納

加納委員	委員から報告をお願いします。 報告します。 整理番号 1 番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は浸透させる計画です。 以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	1 番は [REDACTED] にあり、田、面積 928 m²、転用目的は駐車場建設です。申請者は、近隣住宅や施設の利用活性化に寄与するため、駐車場を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案 第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案 第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、加納委員から報告をお願いします。
加納委員	報告します。 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に

議長（中村会長） 事務局（橋本）	流す計画です。 2番の転用目的は自己住宅建設です。令和6年1月まで共同住宅が建設されていきました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。 3番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。 以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です それでは、事務局から説明してください。 1番は [REDACTED] にあり、田、2筆、面積計263㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住宅が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 2番は [REDACTED] にあり、田、面積297㎡、転用目的は自己住宅建設です。この案件は、譲受人の義父が昭和52年に共同住宅を建設し、既に取り壊されているものです。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、準住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 3番は [REDACTED] にあり、畑、面積343㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を贈与され、自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。
-----------------------------	--

議長（中村会長）	説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 42 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
報告 第 23 号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第 23 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
議長（中村会長） 事務局（宮下）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに、報告事項等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、以上をもちまして令和6年第 12 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後2時 32 分）	